

緊急事態宣言下の授業実施方法について

法学部では、後期の授業実施方法につき、以下のように方針を定めました。

履修する授業の実施方法に関する情報に注意してください。

○1・2年生対象科目について

担当教員の判断により、対面授業かオンラインで実施される。

対面授業の場合も、それに参加できない特別な事情の有無にかかわらず、ライブ中継や録画ファイルの提供などが行われる（担当教員の判断により、申し出が必要となることもある）。

○3・4年生対象科目について

受講者が100名を超える科目については、オンライン授業とする。

受講者が100名以下の科目については、担当教員の判断により、対面授業かオンラインで実施される。

対面授業の場合も、それに参加できない特別な事情の有無にかかわらず、ライブ中継や録画ファイルの提供などが行われる（担当教員の判断により、申し出が必要となることもある）。

○演習科目またはそれに準じる科目について

担当教員の判断により、対面授業かオンラインで実施される。

ただし、基礎疾患等の特別な事情がある学生についてはオンラインでの参加が認められる。